

3. 円山川のあるべき姿とその実現を目指して

3.1 円山川のあるべき姿

但馬地方で生まれ育ち、生活の場としている人々やふるさととしている人々、あるいは、何らかの形でこの地域に縁を持った人々にとって、円山川は関わりを持ったことが誇りとなるような地域の核となる河川であり、委員会の各メンバーはそのあるべき姿を描きたいというおもいを抱いて作業を進めてきたところである。

円山川は兵庫県北部の但馬地方を代表する大河であり、但馬地方の歴史、文化、風土をはぐくみ、人々の暮らしを支えてきた。円山川の柳を利用して作られた柳行李は現在、豊岡市の鞆産業の基礎となっている。また、円山川によって上流から運ばれた肥沃な土砂によってできた豊岡盆地は現在、但馬地方でも有数の穀倉地帯となっている。

円山川流域はコウノトリの日本最後の生息地となった地域であり、現在、兵庫県や豊岡市では地元住民の協力によりコウノトリの飼育、放鳥が行われており、それを支える円山川や周辺の豊かな自然環境がある。

このように円山川流域は、そこに住む人々が自然に対して畏敬の念を抱き、謙虚な態度でそれに接してきた地域であるが故に、今なお、豊かな生物相を維持し、わが国にあって最後までコウノトリの生息を許容してきた地域である。だからこそ、地域まるごとエコミュージアムとして存立しうるような構想を立てることができる場所である。

このような恵みを与えてくれる円山川は、一方で洪水による被害をもたらしてきた。近年では、平成 16 年 10 月に発生した台風 23 号による洪水によって、円山川の堤防の決壊などにより流域に暮らす人々に甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところである。

立て続けに水害を受けている地区についても、豊かな自然を守りながらそれを軽減することのできる独創的な方策を立案し得た地域としての誇りがもてるような治水のあり方や一部に被害をしわ寄せするのではなく、絶妙に洪水を分かち合える確実なシステムを目指す工夫などを考えていくことが必要である。

円山川流域委員会では、このように但馬地方の歴史、文化、風土をはぐくみ、人々の暮らしを支えてきた円山川の現状を把握し、様々な課題について議論を行い、その結果を今後、河川管理者が円山川の整備を行ううえでの道標となるものとして、以下のように円山川のあるべき姿をとりまとめた。

- ・ 住民が安全に、安心して暮せる円山川
- ・ 流域が一体となって、川の文化・情報を交流する円山川
- ・ 地域になじみ、人々に自然の恵みと安らぎを与える円山川
- ・ 美しい景観と豊かな自然が残る円山川
- ・ コウノトリが舞う円山川

但馬地方で暮らす人々が、但馬地方の歴史、文化、風土を継承し、より豊かなものとするためには、円山川からの恵みを持続できるだけでなく、洪水被害を減らすために水源地域から河口部まで公平に住民の生命・財産を守ることが重要である。このため円山川の整備は以下

に示す基本的な考え方に従って行うことが必要である。

3.2 円山川における河川整備のあり方について

(1)水害に強い地域づくり

円山川は豊岡市を中心とした下流域で被害が発生しやすい地形的特徴があるうえに、軟弱地盤など被害を軽減するための治水対策を進める上での制約が多い河川である。また、平成16年10月に発生した台風23号による災害のように、円山川では今後もこれまで経験したことのない洪水が発生する可能性が考えられる。このため、円山川では、水害に強い地域づくりを目指して、以下のような川づくりを行う必要がある。

人的被害の最小化をめざし、河道掘削や築堤などハード的な整備を行なうことは必要である。一方、ハード対策のみで水害を100%なくすには限界がある。そのために、ハード的な対応とソフト的な対応の両面で安全を確保する方策を充実させることが重要となる。

また、川は氾濫するという前提に立ち、「洪水の絶対防御」から「洪水被害を減らす治水」へと意識転換を図り、その理解が得られるよう住民からの理解を前提とした仕組みを盛り込む必要がある。

円山川は上記のように直轄管理区間である下流域で被害が生じやすい地形的特長があることから、下流域での流下能力の拡大とともに、上流域からの洪水量を減少させるなど、流域全体で洪水を減少させる視点は重要である。

平成16年10月の水害に対する意識が希薄化しないよう、いつでも洪水被害が起こる可能性を流域社会全体が認識する必要がある。

これからの川作りにおいては、自然を力で押し込めるだけでなく、自然の力をかわし、時には利用し、自然と折り合って暮す知恵を発揮する必要がある。そのために、大保恵堤などの先人の治水に対する考え方や工夫についても理解しておくことが必要である。

(2)流域一貫とした計画

流域一貫とした計画を進めるためには、流域の上流と下流において被害や費用を分担するといった流域全体の公平性の考え方にに基づき、上流域と下流域の行政区分を越えた連携を図ることや流域全体で情報を共有することが必要である。

また、水防に関わる組織、コウノトリの野生復帰に取り組む自治体・NPO及び流域各地の文化資源保全団体等流域社会の様々な組織や活動に対して支援し、運営に協力し連携を図る必要がある。

さらに、流域全体の豊かな自然が保水力を高め、防災にも役立つことを認識し、各機関が連携して土地利用や、山・農地の管理に留意することが必要である。

(3)地域になじんだ川づくり

円山川は、蓼川堰用水からの取水によるかんがい用水としての利用や、ボート・カヌーなど、川遊びとしての空間的利用、あるいは川釣り、散策コースとしての利用など、地域の人々の暮らしにとって重要な役割を担っている。また、かつては川漁師による漁も盛んであった。一方、子供たちが川に近づかなくなり、生活形態の変貌および道路等の交通網の整備により舟運が衰退するなど、円山川と人々の係わり方が以前と変わっているものも

ある。

円山川は時代時代の社会様式に呼応した人々との関わりにおいて但馬地域の人々の生活・文化を形成してきたものであり、平常時から見た円山川のあるべき姿として、地域性や歴史性などを踏まえた地域になじんだ川づくりが必要である。

そのため、円山川沿川の歴史的・文化的施設の保全、円山川改修事業の継承等円山川を語り継ぐことが必要である。

(4)景観や豊かな自然環境の保全・再生

円山川には、近畿で有数な規模である上ノ郷の河畔林やヨシ原など優れた景観や豊かで貴重な自然環境が存在する。また、一方で絶滅したり、その恐れのある動植物が存在する。

これらの円山川を特徴づけている優れた景観や豊かで貴重な自然環境を保存し、また、必要に応じて再生することが必要である。

円山川は、アユが遡上しサケが産卵する。ヨシ原ではツバメのねぐらが見られ、かつてどこにでもあった豊かな自然の姿を今なお残している。単なる排水路ではなく、生きた川としての姿を残す整備が望まれる。

(5)円山川らしさへの配慮

円山川流域は、国の天然記念物コウノトリの我が国最後の生息地であり、現在、野生に復帰させる推進計画が豊岡市、兵庫県等により強力に進められている。円山川は、コウノトリが羽ばたける豊かな環境の重要な要素・基盤であり、そのための自然環境としての整備を行うだけでなく、そのシンボルとしての整備が望まれる。

すなわち、コウノトリと人が共生できる環境と多様な生物の生息・生育環境の復元を目指すなかで円山川が流域と一体となった自然環境の再生を支援し一役を担うことができる整備を行う。



図 3.1 コウノトリ

4. 円山川の河川整備に関する意見と提言

4.1 住民が安全に、安心して暮らすために

(1)直轄管理区間の治水のあり方について

河道掘削

平成 16 年 10 月洪水により円山川の水位は計画高水位を上回った。このため、河道の水位を低下させるため、河道掘削を行う計画が立案され、現在工事が進められている。円山川は流下能力が不足している区間が多く、流下能力を拡大させるための河道掘削は今後も進める必要がある。河道掘削に関する意見を取りまとめると以下のとおりである。

- ・ 下流部の戸島、ひのそ島などの流下能力不足の解消（ ）
 - ・ 河口部掘削後の河床の安定検討や対応検討
 - ・ 上流部の蛇行修正、川幅拡幅（ ）
 - ・ 中ノ郷遊水地の整備にあたっては低水路を左岸側に寄せることに対する住民感情への配慮
 - ・ ひのそ島の掘削や野上の湿地など自然環境に配慮した治水事業の実施（ ）
 - ・ 県管理区間の改修が直轄管理区間に及ぼす影響検討
- （ ）：円山川緊急治水対策で一部を実施予定



図 4.1 工事完成間近のひのそ島（平成 19 年 6 月 12 日撮影）



図 4.2 日置橋下流の蛇行部、狭窄部

堤防整備

円山川の堤防整備率は完成堤で約8%と低く、直轄上流部や下流部の無堤地区の治水対策や中流部の弱小堤防など未整備堤防区間における堤防の整備により、下流部や上流部の低い流下能力の解消が必要である。しかし、豊岡盆地は軟弱地盤上にあり、築堤しても沈下する等堤防整備が困難な状況にある。

以上の状況を踏まえ、円山川流域委員会では堤防整備に関して以下の意見があった。

- ・ 中流部の未整備堤防区間や弱小堤防の整備が必要()
- ・ 下流部の無堤区間における堤防整備が必要
- ・ 円山川と支川稲葉川合流部における無堤対策が必要()
- ・ 堤防強化対策が必要
- ・ 堤防強化対策は基準、方法、区間を明確にして実施することが必要
- ・ 堤防嵩上げにおいては豊岡盆地特有の軟弱地盤に配慮すべき()
- ・ 河道内の竹藪・樹木については築堤後は伐採した方が治水的には良いが、伐採による生態系への影響が課題

(): 円山川緊急治水対策で一部を実施予定



堤防嵩上げ

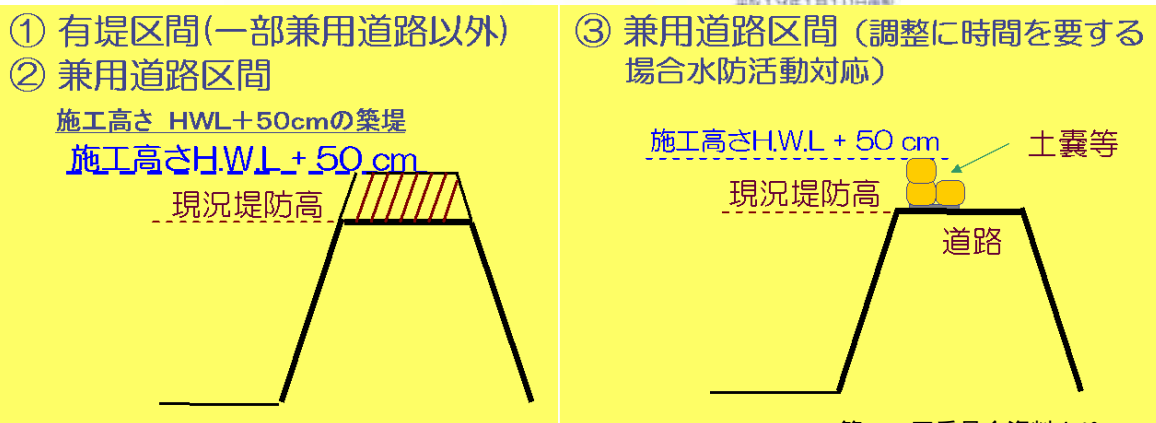
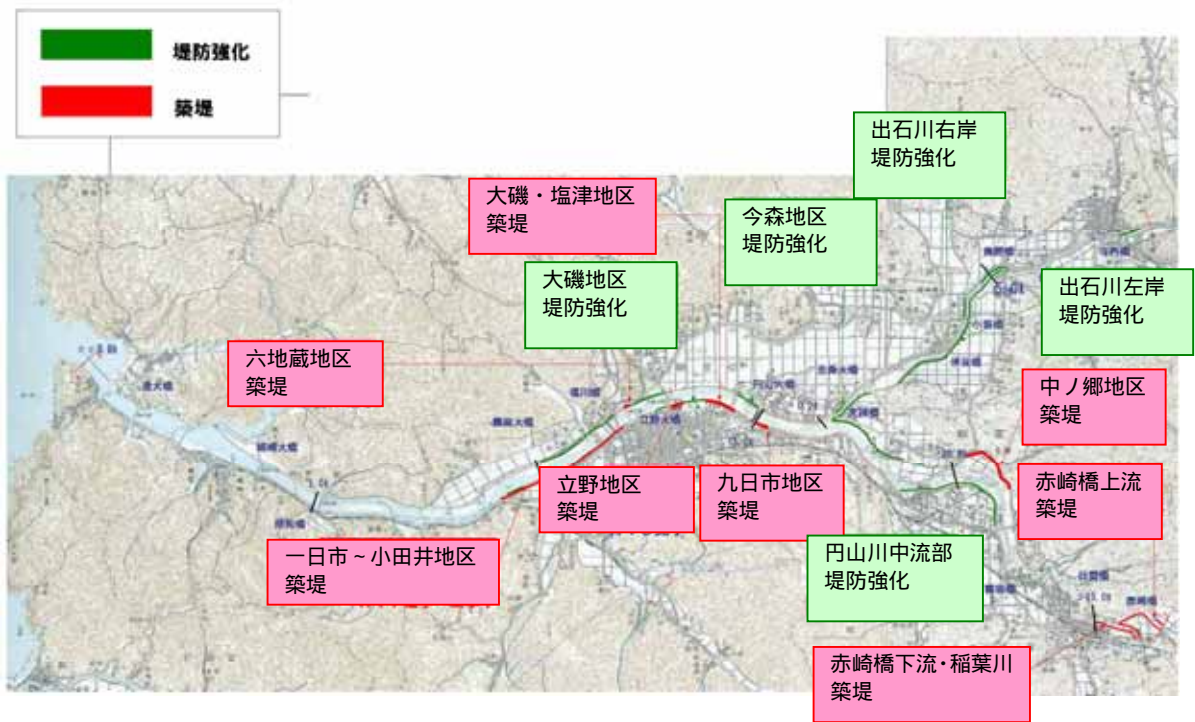


図 4.3 緊急治水対策による堤防嵩上げ



豊岡河川国道事務所 HP より

図 4.4 緊急治水対策による堤防整備



豊岡河川国道事務所 HP より

図 4.5 航空計測やGPSを用いた堤防管理

内水対策

本川の大規模出水時には支川の氾濫が発生することも多く、内水被害が頻発しており、内水の発生に対する対策が必要であるとの認識から、以下の意見があった。

- ・ 城崎市街、豊岡市街、六方川流域および国府地区（八代川流域）での対策（ ）
- ・ 激特事業で対策を行わない地区、例えば上流部浅倉地区等の内水地区についての対策
- ・ 内水対策の目標については、円山川緊急治水対策では床上浸水の軽減を目標としているが、床下浸水も解消する方向についての検討を要する。

（ ）：円山川緊急治水対策で一部を実施予定

内水対策

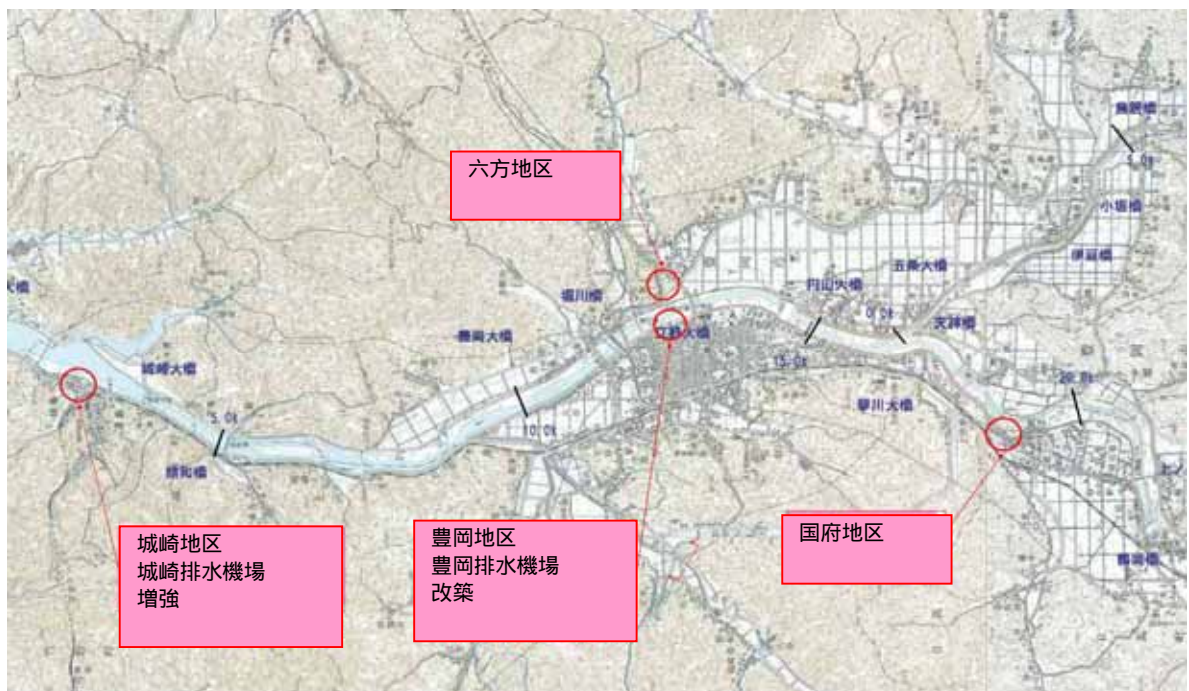


図 4.6 緊急治水対策による内水対策 豊岡河川国道事務所 HP より

構造物の改築

前述のように KTR 円山川橋梁、鶴岡橋、鳥居橋、奈佐小橋など洪水時に危険な状態となる橋梁が存在し、改築（ ）の必要がある。また、蓼川井堰の改築も必要であるとの意見があった。

ソフト対策

想定以上の洪水の発生や集中豪雨等、今後も予想を超える洪水被害の発生は十分考えられ、洪水対策を河川のハード的整備に頼るには限界がある。

そこで、以下のソフト的な対応を図り、ハードとソフト両面で安全を確保する対策を図る必要があるとの意見があった。

[日頃からの防災意識の向上のための対策]

- ・ハザードマップの公表（ ）
- ・危険箇所等域住民がもつ河川情報の収集・認知及び周知（ ）

[防災システム上の対策]

- ・情報発信方法の検討（ ）
- ・住民からの情報を受ける体制の検討
- ・災害対策マニュアルなどのソフト的な対応（ ）
- ・河川監視用の CCTV の増設（ ）
- ・光ファイバネットワークの整備（ ）

[その他土地利用などの対策]

- ・宅地の嵩上げや水害保険等による対策
- ・輪中、二線堤による対策を行う場合には湛水区域での土地利用規制の必要性

また、自治体（行政）は、地域住民のより一層の安全を図るため、地域住民への支援をしていくことが大切である。具体的には、ハザードマップや発信された情報などをもとに、地域住民が避難等の対応のできるようなマニュアル作成の支援、およびそのマニュアルに沿った防災訓練等を実施するための支援体制の構築が重要である。

（ ）：円山川緊急治水対策で一部を実施予定



図 4.7 防災意識の向上 豊岡河川国道事務所 HP より



図 4.8 防災ステーション内の学習施設



CCTVの増設により、円山川全体の監視が可能となります。

図 4.9 CCTV カメラの設置 豊岡河川国道事務所 HP より

まるごとまちごとハザードマップの実施

「まちなか」に「洪水」・「避難所」・「堤防」の3種類の水防災に関わる情報を標示する整備を推進していきます。



図 4.10 地域と連携したソフト対策 豊岡河川国道事務所 HP より



図 4.11 情報発信 豊岡河川国道事務所 HP より

(2)緊急治水対策について

「円山川緊急治水対策」については、本委員会の緊急治水対策検討ワーキンググループでその目的や内容の把握、理解を行った。その結果、河川激甚災害対策特別緊急事業を含む円山川緊急治水対策は、台風23号規模の洪水を安全に流下させ、床上浸水を軽減することを目標に策定されているので、状況の改善のため大きく前進するものである。しかしながら、下流部の無堤区間など、これによって全ての課題が解決されるものではないことを理解した。

河川整備計画においては、緊急治水対策検討ワーキンググループでの結論や提案を踏まえてハード、ソフト両面の整備を盛り込むべきである。

また、緊急治水対策検討ワーキンググループでは、利水面、環境面への影響についても議論を行った。その結果、利水面、環境面（平常時の川と人との接し方）の課題に対しては、緊急治水対策という事業の性質上、既往の水利権の確保や河川の自然環境面を除いて、十分な検討がなされた計画とはなっていないことを理解した。しかしながら、事業の進め方において、周辺住民等の意見を尊重することなどが説明されているので、住民等の意見を十分収集した上で、平常時の川と人との接し方について具体的に検討することが望まれる。環境面における検討結果は、「4.2平常時の円山川について」に示す。

(3)円山川下流部における対策について

円山川下流部（円山川河口部から奈佐川合流点における沿川地域一帯）の無堤部における治水対策方法については、円山川下流部治水対策協議会で検討されることとしているが、下流部の最終的な対策方針は未だ決定されていない状況である。

下流部はこれまで洪水の都度多大な被害を受けている現状にあり、このままでは、住民が安全に、安心して暮せる状況ではない。

協議会の設立主旨にもあるように以前からの課題である「宅地等の浸水被害」「道路の冠水による孤立化」の対策を早期に実施し「水害に強い地域づくり」を早期に実現する必要がある。

瀬戸川の通水能を大きくしてバイパス効果を高める方法等河口水位を低下させる方法について委員会でも議論されたところであるが、道路冠水頻度の減少を望む住民の声にこたえるため、現実的な対策を考案すべきである。

(4)流域全体としての治水機能について

山林の保水機能については、河川への流出量に与える影響が解明されていない状況ではあるが、円山川流域での山地面積が全体に占める割合は 8 割以上であることから、流域全体の保水力を高めるといふ治水方法の可能性についての検討が必要である。

近年、流域の山林の荒廃が進み、山林が本来もつといわれる洪水初期の流出抑制や平常時の流況安定化等の機能が損なわれているとの考え方もあり、また、平成 16 年 10 月洪水時には多量の山地崩壊と流出土砂および流木が確認されていることから、山地の荒廃に対する対策が必要である。

山林の環境改善には、流域の人々に山林整備の大切さ、水質浄化や流況の安定に役立っていること等を分かってもらうとともに、山林管理を推進できる仕組みづくりが必要である。そのためには兵庫県が実施している整備に関する計画と連携し、山から海に水をゆっくり流す工夫を行い、地域活性化につなげることも考え、様々な方策を粘り強く実施できる支援が望まれる。

また、円山川下流部は河川の縦断勾配が緩やかであること、豊岡盆地は軟弱地盤であることなどから、河道のみでの対策には限界があり、流域での対策等円山川の特徴に沿った治水が必要と考えられる。

このためには、国土交通省による施策だけでは不十分であり、農林水産省、兵庫県、関係市と連携していく必要があると考えられる。また、流域住民や関係諸団体等の協力を得ることも重要である。国土交通省に対しては、他機関等への働きかけや支援を行うことで、流域全体での治水機能の強化への取り組みについて牽引役となることに期待するものである。



図 4.12 山林の荒廃

第 7 回委員会資料より

4.2 自然の恵みをおもい次世代に引き継ぐために

(1)人の営みと円山川について

円山川の下流部に広がる平野部は豊岡盆地を中心とした穀倉地帯であり、円山川の河口から約22kmに設置されている蓼川井堰は、水田への灌漑水を供給するための重要な施設で、取水された河川水は、用水路により下流域の水田で有効利用され、水田での利用だけでなく、地域の生活にかかわる用水としても利用されている。このように、古くから有効に使われてきた利水手法を理解し、今後の利水のあり方を検討することが必要である。

また、八条揚排水ポンプ場より旧円山川（大磯川、戸牧川）の環境を維持するための取水が行われているが、円山川下流の河床勾配は緩く、河床の掘削による影響も考えられるため、渇水時には取水困難な状況が発生しないかについても検討が必要である。

このように地域の環境維持を考慮した流量の確保についても検討することが必要である。

(2)円山川の利用について

平常時の円山川との付き合い方の面から、円山川のあるべき姿を目指すために行う「地域になじんだ川づくり」では、具体的に以下の整備が必要である。

- ・ 川遊びができる川づくり
- ・ ボート、カヌーに適した穏やかな水面を利用できる川づくり
- ・ 人と川の日常的な関わりがある生活の場としての川づくり
- ・ 流域に馴染んだ川づくり
- ・ 地域性や歴史性などを踏まえた川づくり
- ・ ボートやカヌーの利用、川遊びができる円山川にするため、スロープや階段護岸など川へのアクセスポイントの整備
- ・ ゴミを捨てにくくするために、美しい円山川とする整備。なお、整備においては、流域全体の問題であることを住民に理解してもらうことが必要であり、どのようにすれば住民が親しめる川になるかについても把握した上で実施する。
- ・ 地域住民が住みやすい整備という観点から豊岡～城崎の浸水が発生しにくい道路の整備。



第 6 回委員会資料より

図 4.13 ゴミの不法投棄



図 4.14 アユ釣り



図 4.15 豊岡～城崎間の左岸道路・鉄道

(3)円山川の景観について

円山川を特徴づける景観を保全するためには以下の対策が必要である。

- ・円山川の持つ素晴らしい景観や悪化している景観のリストアップ

例えば、素晴らしい景観として、

- ・近畿でも有数の規模である上ノ郷の河畔林
- ・来日岳が鏡のように映る河口域の穏やかで、豊かな流れ

悪化している景観として、

- ・円山川の優れた景観である丸石河原が減少している土淵周辺の景観

- ・特徴づける景観を円山川のシンボルとして位置付け、これらの景観を保全、再生する。

円山川水系自然再生計画では、現在の円山川にみられる特徴的な環境や希少な環境が残っている場所を対象として、保全することとしている。

具体的には鳥居橋上流左岸の山裾の保全、上ノ郷、野々庄等の河畔林の保全、下鶴井や堀川橋付近のヨシ原やワンド、河畔林の保全等が謳われている。



図 4.16 丸石河原



図 4.17 来日岳より円山川を望む



図 4.18 右岸道路の状況



図 4.19 それぞれの文化的景観

第9回課題検討会資料より

上2枚(日置橋上流付近)……パラペットを立て、洪水と隣り合わせで住居を構えている。

下左側……洪水の記憶・経験を継承する痕跡水位サイン(丸ごとまちごとハザードマップ)。痕跡水位サイン周辺にある昔からの家屋・店舗はこの痕跡水位より高く位置する。

下右側……墓地のように昔からある大事なところは基壇を高くし浸水から守ろうとしている。近年建てられた住居は地盤と同じ高さに建てられている。

(4)円山川の自然環境について

円山川は、近畿地方でも有数の規模を誇る上ノ郷の河畔林やツバメのねぐらやオオヨシキリの営巣地として利用されているヨシ原、サケが遡上するような自然が豊かで、水質の良い河川である。このような豊かな自然環境を保全、再生するため以下の整備が必要である。

- ・ 自然豊かな護岸整備の推進や魚道はあるが魚が遡上できない蓼川井堰の整備
- ・ 生物に配慮した工法
- ・ 川に生き物があふれる工夫
- ・ 帰化植物、帰化動物など外来種対策

円山川では、平成 16 年 10 月の台風 23 号で、円山川、出石川が相次いで破堤し、流域に甚大な被害をもたらしたことから、前述のように緊急治水対策を実施することになり、現在、事業が進められている。この緊急治水対策の事業の進捗に伴い、河道内の良好な環境の消失が懸念されるため、以下の対応が必要である。

- ・ 河道掘削により植生への影響が考えられるため、その保全策
- ・ 上ノ郷の河畔林の保全
- ・ 水際に棲む生物、底生生物への影響をクリアするための対策
- ・ 現状表土の掘削を行い工事後埋め戻しする等、工事に伴う裸地等の対策が適切に行われなければ、外来生物特に外来植物の急激な増加が予想されるため対策を要する
- ・ 環境に配慮した工事方法の指導・学習会を、現場の作業員に実施
- ・ 工事においては、モニタリングを実施し、当面は問題発生毎に対応を考えること
- ・ 円山川水系自然再生計画検討委員会での検討結果を機能させること
 - 環境を配慮した改修の進め方については、自然再生計画推進委員会技術部会が自然再生計画書作成後においても関わっており、その活動結果に期待するものである。

《《緊急治水対策検討ワーキンググループでの結論》》

- ・ 円山川下流部の無堤部における治水対策方法については、円山川下流部治水対策協議会において検討することとしており、その中で流域住民の意見を十分に把握し、理解を得た対策が行われることが必要である。
- ・ 工事においては、上述のように施工業者が自然環境に対する知識を得たうえで実施する必要があり、上述のように施工業者を対象とした講習会等を実施すること。
- ・ 生態系を考慮した工区設定を行い、円山川を特徴づける生物などが生息・生育できる環境作りを行うこと。
- ・ モニタリングを実施し、生物の生息・生育の状況を把握し、また工事に反映させること。



豊岡河川国道事務所 HP より

図 4.20 工事関係者を対象とした勉強会



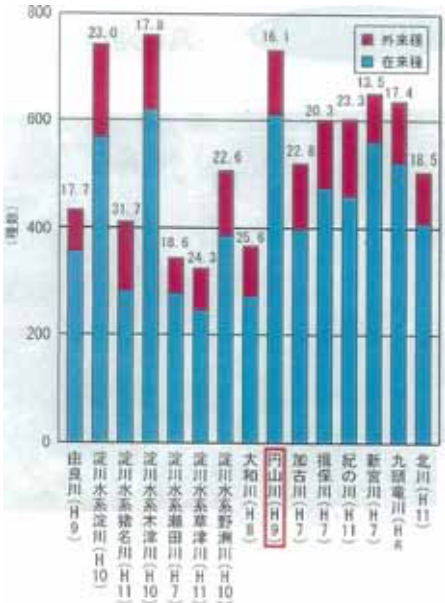
オオクチバス

出典：「川の生物、山海堂」



カワヂシャ

出典：「日本の野草、山と溪谷社」



第 8 回委員会資料より



ヌートリア

出典：「日本野生動物、山と溪谷社」

図 4.21 外来生物の状況

5. 河川整備計画策定時の住民意見反映のあり方

河川整備計画策定へ向けての住民意見反映のあり方に関する各委員の意見の要旨は、表 5.1 に示した通りである。各委員の住民意見反映のあり方に対する意見を整理すると以下のとおりである。

5.1 意見を聴く関係住民の範囲

直轄管理区間の河川整備計画について検討する場合においても、流域の上下流に住む住民の相互理解を図り、それに基づいて流域で一貫した河川整備を行っていくべきであるので、住民意見は流域全体から聞くことが重要である。

5.2 意見の聴取方法

基本的にはフォーラムや説明会等集会形式での質疑応答も可能なわかりやすい説明に加え、アンケート、インターネット、FAX、電話等を組み合わせて相互に補い、できるだけ多くの住民意見を聴取することに努める。そのため、フォーラム等の開催は休日に行うなどの工夫が必要である。また、可能な限り経費を節約し、効果的な方法に留意する。

5.3 周知・広報の方法

インターネットの活用、説明会の開催、自治体公報紙誌の利用等、経済的・効果的な方法を継続して実施する。また、河川に関わる関係団体、市民クラブ、学校関係クラブ等への口コミでの案内は効果が大きいと考えられる。ほかに、新聞折り込み、パンフレットの配布、関連イベントにおける出展や説明会等が考えられる。

5.4 住民意見の反映において重要と考えられること

委員から示された意見は大きく次の2点に分類される。

(1) 住民からの的確な意見を聴取するための情報提供のあり方について

- ・意見は、どういう人であれ、どのような意見であれ、聞く姿勢を持つことが大事である。
- ・国交省はハード整備の限界をもっと示すべきである。新聞発表等でネガティブデータを出しても良いのではないか。そうすることにより住民の信頼を得、河川整備への関心を深めることが大切である。
- ・整備計画に対する意見聴取であることを明確に認識してもらわなければ、内容のある意見は聴取しにくい。説明資料は簡素・簡略でたたき台程度のものがよい。
- ・河川整備の効果、位置付けを住民に知らせ、理解してもらうよう努めることが重要である。
- ・表面的な意見だけでなく、知識を基に論理的に考え判断できるような情報提供が必要である。

(2) 住民からの意見を整備計画に反映する過程とその結果の明示について

- ・聴取した意見の河川整備計画との関連性を検討し、整備計画反映への可否について整理分類することが必要である。
- ・意見の集約結果の広報が重要であり、採用の可否、反映の結果等を公表する。
- ・自然環境の保全に関する課題は、流域外市民の考え方も反映されるようにすべきである。
- ・集めた意見の正当性や信憑性を、どこでどの程度検証することが出来るか難しく、住民の意見聴取とは別に学識経験者や地元有識者からの意見聴取が大切である。
- ・意見は文章でもらう。

表 5.1 関係住民意見の反映方法に関するヒアリング・アンケート結果

委員	意見を聞く関係住民の範囲	意見の聴取方法	周知・広報の方法	住民意見反映において重要と考えられること	その他
委員	流域内行政区の住民	アンケート又は意見箱	インターネット、説明会、自治会公報	・意見の整理分類 ・河川整備計画と住民意見との関連性を検討	流域委員会そのものが住民意見を反映させるものと考えているが、整備計画策定フロー図では「委員会意見」と「関係住民意見」が並列に記されており、「関係住民意見」を委員会で考える必要がないように見える。
委員	流域内の住民	アンケート	インターネット、説明会、自治会公報	アンケート結果・集会での意見の広報	
委員	流域全体の住民	説明会とその場でアンケート、インターネット・FAX・電話	河川に関わる関係団体、市民クラブ、学校関係クラブ等	・住民意見の整備計画に活かされる過程の記録 ・整備計画解説編、説明パンフ等の紹介	これまで議論された事項や、収集されてきた住民意見のうち、どうしても河川整備計画原案に反映させるべきと委員会が考える事項に関して、委員会として明確に提言しておくことは、委員会の責務である。
委員	直轄管理区間行政区の住民	アンケート	インターネット、説明会	自然環境保全関係の課題は流域外市民の考え方も反映	
委員	円山川流域に住んでいる住民全員		新聞折り込み、説明会	意見は人、内容に関わらず聞く姿勢が重要	堤防沈下の問題、下流部治水の問題等を主とした人間優先の考え方を前にすべきである。
委員		地元説明・ホームページ		国交省はハード整備の限界をもっと示すべきもっと初タイプデータを出してもよいのでは？	市民は激特事業により浸水被害が全くなくなると思っている。床上浸水軽減であり、被害が残ることを明確に伝えるべき。大規模出水をイメージしながら、毎年発生するような規模の洪水にどう対応するか議論すべきである。
委員		ワークショップ、アンケート			
委員		フォーラム(土・日)			内水対策が進んでいない点が気になる。
委員	流域内の住民	フォーラム、団体の長にも意見を求める		集めた意見の正当性や信憑性をどこでどの程度検証することができるか難しい	流域委員会解散後の対応も考えておく必要がある。また、治水、利水、環境、街づくり、住民参加、住民意見の反映方法などの課題や方向性を指し示す「提言」の作成を検討すべきである。
委員	住民へは説明自体が難しい	フォーラム(休日)		整備計画に反映できない住民意見にどう返していくか。住民にわかる言葉で説明の必要がある	激特事業における環境保全対策について国交省は専門家に意見をもっと聞く必要がある。
委員	主に直轄管理区間	フォーラム	インターネット、パンフレット		
委員	円山川流域全体の住民	公聴会形式		整備計画に無関係の話も一応考慮	中ノ郷以外の遊水地案の話について説明を聞きたい。
委員			イベントの中で説明会		川の水が汚くなり、魚も捕れなくなった。良かった頃の昔の川に戻りたい。
委員	直轄区間内上・中・下流部各地域	公聴会形式・アンケートで補足	公聴会	整備計画に対する意見聴取であることを認識してからでなければ内容のある意見は聴取しにくい	過去の大水害で土地が受けた状況の理解を徹底させるべきで、円山川の特殊性から中流域・下流域に新たに住居を求めようとする場合には「対処について」行政が介入して指導する必要がある。
委員	直轄関係下流部・上流部		各市の公報	流域(山地)の整備方法について委員会に兵庫県の担当者を招き説明を依頼する	
委員	上流部・下流部(流域全体)		できるだけ広く	意見は文章でもらう 意見を原案へ表現した旨をオープンにする	上流も含めた改修があるべき形だが、実際には下流のみの復旧になっている。下流復旧に時間と意識を取られ、長期的視野に立った議論が不足している。
委員		説明会			上流域の対応すべき問題としては山地樹林の管理、新たな植林であり、下流域は遊水地だと思う。
委員	上流部・下流部(流域全体)			河川整備の効果、位置付けの理解につとめる	河川改修の進捗が異なるなどの管理境界を取り除き、横の連携を取って、流域全体の整備を実行してほしい
委員	流域内行政区の住民	集会形式	インターネット、説明会、自治会公報、シンポジウム	表面的な意見だけでなく、知識を元に判断できるような情報提供	改修事業が進行中であるのでスピードも大切。

6 . まとめ

円山川のいいところ、悪いところ、知っていること、知らないことなどを持ち寄り、円山川を理解しあって、協働で自分たちの川を作っていこうとする「参画と協働」、「合意形成」のスタイルで始められた円山川流域委員会は4年余が経過した。途中、未曾有の大水害に見舞われ、見識を新たにしながら整備の方向性について議論を重ね、当然相反する意見はあるものの、各委員の意見を整理して円山川のあるべき姿、整備の方向性が示されるに至った。

この冊子は、平成15年3月から平成19年6月の期間において円山川流域委員会が行った委員会等での審議結果から、「円山川のあるべき姿とはどのようなものか」についてとりまとめたものであり、各章の概要は以下のとおりである。

1章では、円山川流域委員会の目的と開催の概要を示した。

2章では、2.1において、現地視察や河川管理者からの説明及び各委員からの情報から得られた内容より円山川の現状を示した。それらの情報をもとに流域委員会では治水、利水、環境における様々な事項について議論を行ったが、議論を進めるなかでは、治水対策と自然環境のように相反する意見や矛盾する意見もあった。2.2では、これらの相反する意見や矛盾する意見も含めて、流域委員会で議論した様々な意見を整理し、円山川の課題としてとりまとめた。

3章では、2章で示した円山川の現状や委員会で議論した課題から導かれた円山川のあるべき姿を示したものであり、円山川のあるべき姿を実現するための川づくりの基本的な考え方が示されている。

4章では、河川の整備に関する様々な意見を整理した。平成16年10月に発生した台風23号による災害を契機に計画された円山川緊急治水対策の内容にも考慮し、河川の整備に関して様々な意見が各委員より出された。それらの意見を項目毎に整理したものである。

5章では、河川整備計画策定時における関係住民意見の反映のあり方についての委員の意見を整理し、意見を聴く関係住民の範囲や聴取方法、周知・広報の方法、住民意見の反映において各委員が重要と考えている内容をとりまとめたものである。

今後、河川管理者が「円山川水系河川整備計画(直轄管理区間)」を作成するうえで、本冊子を円山川流域委員会からの意見と提言として捉え、ここに示された円山川のあるべき姿が実現されるよう、また、河川整備に関する様々な意見を参考にして、河川整備計画の策定が行われることを期待するものである。

具体的な整備の方法については、その治水上の効果を明らかにし、環境などに及ぼす影響を検討するとともに、整備のプライオリティを考慮して、流域住民等への説明と理解を得た上で、河川整備計画の策定とその後の整備が行われることを望むものである。

このため、円山川流域委員会では、「円山川水系河川整備計画(直轄管理区間)の原案」が作成された段階において、その内容の確認を行い、意見を述べる機会が与えられるよう河川管理者である国土交通省近畿地方整備局に望むものである。